別表十三（二）　保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

保険事故等のあつた事業年度又は連結事業年度			1	・　・ ・　・	帳簿価額の減額等をした場合	保険金等の支払を受けた場合の計算	前期以前に減価償却資産である場合に取得をした	保険金等の支払を受ける日における代替資産等の帳簿価額	19	円
保険等の目的資産			2					圧縮限度額 ((18)×(19)/(15))又は((18)×(19)/(15)－1円)	20	
保険等の目的資産の帳簿価額			3	円		代替資産の交付を受けた場合の計算		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	21	
同上のうち被害部分の帳簿価額			4					圧縮限度額 (12)又は((12)－1円)	22	
保険金等の支払を受けた場合	支払を受けた保険金等の額		5					圧縮限度超過額 ((13)－((18)若しくは(20)))又は((21)－(22))	23	
	資産の滅失等により支出する経費の額		6					保険差益割合 (8)×(17)/(15)	24	
	差引保険金等の額 (5)－(6)		7					前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(24)	25	円
	保険差益金の額		8					取得価額に算入しない金額 ((13)と(18)のうち少ない金額)、(((13)と(20)のうち少ない金額)＋(25))又は((21)と(22)のうち少ない金額)	26	
代替資産の交付を受けた場合	交付を受けた代替資産の価額		9		特別勘定に経理した場合			特別勘定に経理した金額	27	
	資産の滅失等により支出する経費の額		10			繰入限度額の計算		特別勘定の対象となり得る金額 (7)－(14)－(15)	28	
	差引代替資産の額 (9)－(10)		11					(28)のうち代替資産等の取得等に充てようとする金額	29	
	代替資産に係る差益金の額		12					繰入限度額 (8)×(29)/(7)	30	
帳簿価額の減額等をした場合	保険金等の支払を受けた場合の計算	代替資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	13					繰入限度超過額 (27)－(30)	31	
		(7)のうち、圧縮額等の損金算入の適用を受けない金額及び他の代替資産等につき圧縮額等の損金算入の適用を受ける場合のその適用に係る金額	14			翌期繰越額の計算		当初特別勘定に経理した金額 (繰入事業年度の(27)－(31))	32	
		当該代替資産等の取得等に要した金額	15					同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	33	
		当該代替資産等の取得等に対応する保険金等の額 (((7)－(14))と(15)のうち少ない金額) （マイナスの場合は０）	16					当期中に益金の額に算入すべき金額	34	
		圧縮基礎割合 (16)/(7)	17					期末特別勘定残額 (32)－(33)－(34)	35	
		圧縮限度額 ((8)×(17))又は((8)×(17)－1円)	18	円						

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）